

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長  
(仙台市、秋田交通圏及び熊本交通圏)に係る審議(第3回)

1. 日 時

平成30年4月26日(木) 10時30分～11時15分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：金指旅客課長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 石崎、柳瀬

4. 議事概要

- 自動車局が一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長(仙台市、秋田交通圏及び熊本交通圏)について、事前の質問事項(①延長期限満了後の対応、②指定基準に該当していない熊本交通圏の指定期限を平成30年度末まで延長する積極的な理由、等)について、
  - ① 特定地域制度においては、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化及び活性化の取組が実施されることにより、事業環境が改善した地域については、指定を解除するということが基本的な考え方である。

この考え方を前提としつつ、3年間指定期限を延長する地域については、平成32年度に明らかになる平成31年度の輸送実績等に基づき、延長期限満了後の取扱を判断することとなる。また、平成30年度末まで指定期限を延長する地域については、平成30年度に明らかになる平成29年度の輸送実績に基づき、延長期限満了後の取扱を判断することとなる。
  - ② 事業環境の改善の兆しが認められる熊本交通圏について、仮に指定期限満了後に延長せず、準特定地域となった場合、当該地域では指定

期間中に協議会で議決した特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組を実施する義務がなくなり、結果として事業環境が悪化し、再度特定地域の指定候補地になる可能性も出てくる。

こうしたことを踏まえ、平成30年度末まで指定期限を延長することで、指定期間中の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断することができるだけでなく、延長期間中に特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組を着実に実施することで、安定的な事業環境の改善の継続が可能となる。

等の回答を得た。

○ 運輸審議会委員からは、

- ①非合意事業者に対する強制的な供給力削減措置を実施した例はあるのか。
- ②特に熊本の協議会では、特定地域指定地域においては、適正化及び活性化の取組によって事業環境を改善して早期に指定が解除されることを目指している、という共通認識を持って議論がされているのか。
- ③熊本の協議会議事録における消費者代表の構成員の延長を是とする発言は、特定地域の指定期限が延長されなければ、供給過剰が続くことでタクシー事業者がどんどん廃業してしまい、サービスそのものを受けられなくなってしまうことを危惧してのものなのか。

等について質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ①実施例はない。
- ②然り。指定当初から協議会に対して、制度趣旨を繰り返し説明し構成員間で共通認識を持ってもらうようにしている。今後も引き続き、取組を進めて指定が解除されることを目指してもらうようにフォローしていきたい。
- ③特定地域計画に基づく取組をしっかりと進めて運転手の労働環境を改善し、安全・安心に資するようサービスを向上させてほしいということが発言の趣旨だと思われる。

等の回答を得た。

○ 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があり、平成30年4月3日(火)、4月12日(木)及び本日の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、特定地域の指定の期限について、仙台市及び秋田交通圏は平成30年6月1日から平成33年5月31日までの間、熊本交

通圏は平成30年6月1日から平成31年3月31日までの間、延長することは適当であるとの結論を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。